

留意事項

1. 一つの提案は、「単品」でも「複数商品の詰め合わせ」でも、どちらでも構いません。
2. 一商品（セット）ごとに、申込書等の提出が必要です。
3. お礼の品発送時に自社商品等パンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進・PRが図れますが、パンフレットを同封する際は、事前に町まで同封するパンフレットをご提出ください。
4. お礼の品は責任をもって寄附者までお届けください。提供に係る事故・トラブルについて、町は責任を負いません。
5. 送付に係る関係書類は、登録年度終了後一年間は保管してください。
6. 認定事業者の対象要件は、要領で定めるもののほか、代表者等が、東伊豆町暴力団排除条例（平成23年条例第9号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないことが要件です。

個人情報取扱業務特記事項

（個人情報の取扱い）

第1 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この事業が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

（目的外収集・利用の禁止）

第3 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

（第三者への提供制限）

第4 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため東伊豆町（以下「町」という。）から提供された個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料」という。）を、町の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、お礼の品を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。（再委託等の禁止）

第5 認定事業者は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ町が書面により承諾した場合は、この限りでない。

（複製、複写の禁止）

第6 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、町の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（個人情報の適正管理）

第7 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

（提供資料等の返還等）

第8 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料を、業務完了後速やかに町に返還するものとする。ただし、町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（事故報告義務）

第9 認定事業者は、この事業に係る業務を処理するため町から提供された個人情報資料の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第10 町は、認定事業者が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めるときは、認定事業者の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。